

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 14 日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等について（情報提供）

総務省から別添のとおり通知を行っておりますので、情報提供させていただきます。

各消防本部においては、引き続き、地域の実情、予防・警防・救急等の各職域における業務の実情等に応じ、職員が柔軟な働き方ができるよう、できる限りの取組をお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、永峯、若杉

電 話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い) } 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等について

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等については、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について」(令和3年1月7日付け総行公第2号。以下「総務省公務員部長通知」という。)において、特定都道府県に対して、感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、各団体の状況に応じ可能な限り、在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務等により出勤者の削減に取り組むことなどを要請したところです。

地方公共団体における行政サービスについては、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和3年1月13日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、緊急事態宣言時においても事業の継続が求められるものとされていますが、当該基本的対処方針において、民間事業者に対して「出勤者数の7割削減」を目指すことも含めた接触機会の低減に向けた働きかけを行うこととされていることや、現下における感染症のまん延防止の緊要性に鑑みれば、地方公共団体においても出勤者の削減に最大限取り組むことが求められるところです。

つきましては、特定都道府県(今後、緊急事態宣言の対象区域に属することとなる都道府県を含む。)におかれましては、総務省公務員部長通知の趣旨も踏まえ、テレワーク等による出勤回避等について、各団体の状況に応じた目標を設定した上で計画的に取り組んでいただくとともに、当該設定した目標に基づく取組状況について、適切にフォローアップを行っていただくようお願いいたします。

なお、上記目標の設定状況及び取組のフォローアップ状況につきましては、今後、総務省としても調査を行う予定です。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室企画係 安藤、山田
電話 03-5253-5546 (直通)